

新興国における競争政策の役割 コメント

園部哲史
政策研究大学院大学教授

開発経済学の視点

- 私は開発経済学を専門としている。
- 我々開発経済学者は、他の経済学者とほとんど何も違わない。
- ただ、開発経済学者は、競争政策の重要性を他の経済学者よりもおそらくより強く認識している。その理由は次のようなものだろう。
- 開発経済学者は悪しき政治・経済制度を相手にしている。
- 悪しき制度とは、権力、富、機会を少数のエリートの手集中させる制度である。
- 悪い制度には、法の支配も抑制と均衡（三権分立）もなく、市場の機能を阻害し人々の経済的な機会を制限する参入障壁や経済統制を蔓延させる。
- こうした悪しき制度を、アセモグル（MIT）とロビンソン（ハーバード大）に従って、少数支配型の制度と呼ぶことにしよう。

制度と持続的な経済成長

- 対照的に、よい制度というのは幅広い層の人々が意思決定に参画し、公平な競争の場を用意し、大多数の人々に経済的な機会をもたらす。こうした制度を包括型の制度と呼ぶ。
- 大半の開発経済学者の意見は次の点で一致している
 1. 一国の経済成長と制度には密接な関係がある
 2. 経済成長は市場の拡大と生産技術や経営の改善によってもたらされる。
 - 市場は法の支配が行き届いているほど拡大しやすい
 - (経営も含めた広い意味での) 技術は革新と模倣によって進歩する。途上国にとって取り分け重要なのは海外からの学習 (技術のキャッチアップ、借用) である。
 3. 持続的な経済成長は包括型の制度の下で起こりやすい。

インド、中国、ブラジルにおける制度の変化

- **インドは包括的な政治制度を維持しているが、1991年まで経済制度は少数支配的だった。現在のインドの制度は政治的にも経済的にも包括的である。**
- **1978年に改革開放が始まるまで、中国の制度は政治的にも経済的にも少数支配型であった。今日の中国は包括的な経済制度を持つが、政治的にはまだ少数支配型である。**
- **1964年から1985年までブラジルは軍事政権下にあった。政治制度は1985年に包括型になったが、経済制度は1990年代半ばまで少数支配型だった。現在のブラジルは政治的にも経済的にも包括型の制度を享受している。**
- **少数支配型から包括型への制度の変革が、これらの国々に経済成長をもたらしたといえるのではないか。**

競争政策の重要性（1）

- 市場は包括型の制度に不可欠な要素である
- しかし、市場は包括的でなくなることもある。市場は経済的・政治的に有力な少数の人々に支配されることもある。
- 南北戦争後のアメリカ合衆国では、バンダービルト、ロックフェラー、モルガン、カーネギーといった人々が富をなすした。彼らはその富を使って独占を強化し、富はますます彼らの手に集中したため、彼らは容易に政治力を手に入れることもできた。これは、南米やその他の地域で観察されるような少数支配型の制度へ転落する非常に危険な悪循環であった。
- 包括的な制度からのそのような後退を食い止めたのは、1887年の州際通商法、1890年のシャーマン法、1914年のクレイトン法やその他の独占禁止の施策だった。
- 競争政策は、包括的な社会を維持する上で決定的に重要な役割を果たす。非効率やいわゆる死荷重を減らす役割以上の役割を果たすのである。

競争政策の重要性（2）

- **ブラジルの輸出は活況を呈していて、一群の大物実業家を生み出している**
- **他の新興国でも同様に、極端に巨大な企業や破格の大金持ちが出現している**
- **彼らは独占禁止・競争当局によって監視されているのだろうか**
- **米国政府は、ビルゲイツ氏を長年にわたって監視した。彼の会社の成長が技術革新によるものであることは誰の目にも明らかであったにもかかわらずである。**
- **おそらく我々は司法省やFTCのこうした攻撃的な態度を見習うべきであろう。それが米国経済の活力やダイナミズムや長期的な繁栄の源泉の一つだと考えられるからである。**

課題

- 新興国の独占禁止・競争当局はまだ始まったばかりであり、人員は少なく経験は浅い。
- それにもかかわらず、ギータゴリー博士が指摘したように、彼らは複雑極まる問題を処理しなければならない。
- 人員を増やし能力を強化するために、これらの機関は政府や市民からのより一層の支援を必要としていることは、呉漢洪氏が指摘したとおりである。
- （日本の公正取引委員会も含めて）これらの機関は、メディアを通じて、独占禁止・競争政策の決定的な重要性に対する一般社会の理解を得ることにもっと注力するべきなのではないかと思う。

岡田所長の挙げた4つの問題

1. **産業政策vs競争政策**
2. **縁故主義に後押しされた国有企業**
3. **国際的な合併・買収**
4. **技術キャッチアップ支援と競争政策**

1. 産業政策vs競争政策

産業政策タイプ1は幼稚産業保護

これまでの研究によると、産業発展が成功するのは企業が貪欲に外国から学習するときだけと、保護は外国からの学習を促進するものではないので意味がなく、廃止すべきである。代わりに産業政策が取り組むべきなのは、外国からの学習を難しくさせている市場の失敗問題の解決である。この意味での本物の産業政策は競争政策と全く整合的である。

産業政策タイプ2は産業調整

新興国では賃金が高騰し比較優位が変化するのに伴って産業構造が急速に変化する。労働や資本が衰退産業から新興産業へ移動するまでの時間をいかに稼げばよいのか。独禁法の適用除外、労働者保護、職業訓練をより、労働者が新産業へ移動できるように職業訓練を提供する方が理にかなっている。

2. 縁故主義に後押しされた国有企業

- 国有企業や縁故主義というのは、明らかに少数支配的な制度であって、排除するべきであろう。
- ビクターゴメス博士の実証研究によれば、国有企業が競争にさらされるとその生産性は大幅に向上することがある。
- ただ、誰がネコの首に鈴をつけるのかという問いの答えは分からない。

3. 国際的な合併・買収

- **多国籍企業の直接投資は、それが（広い意味での）新しい技術をもたらし、多国籍企業が略奪的あるいは排他的な行為をしないのであれば、新興国にとって有益であろう。**
- **直接投資の流入を増やす一方で、多国籍企業の反競争的な行為を予防する政策を設計することが望ましいと思われる。**

4. 技術キャッチアップと競争政策

- 技術キャッチアップ、技術借用、技術移転・導入（及び普及）、外国からの学習はほぼ同じことであり、これらは経済発展にとって決定的に重要である
- 二つの市場の失敗の問題がある
- 情報の漏出（著しい模倣）は外国からの学習の私的な便益を社会的な便益よりも小さくしてしまう（外部性の問題）
- 学ぶべき（知識を得るべき）人が学ぶことの価値を認識していない（情報の非対称性の問題）
- 政府は、自ら学ぼうとする人たちを支援するべきだが、それには独禁法の適用除外ではない方法を用いるべきである。